

# 第 347 回

## 広島県内水面漁場管理委員会議事録

(委員会開催日 令和4年9月1日)



## 第347回広島県内水面漁場管理委員会議事録

### 1 開催日時及び場所

日 時 令和4年9月1日(木)午後2時6分～午後3時10分

場 所 広島県内水面漁場管理委員会委員室  
(広島市中区基町10-52)

### 2 開催告示月日及び招集者

告示月日 令和4年8月19日(金)

招集者 広島県内水面漁場管理委員会 会長 辻 駒 健 二

### 3 出席者

委員(9人) 辻駒健二, 河合幸一郎, 飯尾協, 山崎英治, 八谷輝行, 山下頼信, 小池勝, 箕野博司, 宮林豊

|       |                 |     |       |
|-------|-----------------|-----|-------|
| 県(5人) | 農 林 水 産 局 水 産 課 | 課 長 | 木村 淳  |
|       | 〃               | 主 査 | 小川 憲太 |
|       | 西部農林水産事務所水産課    | 課 長 | 山根 康幸 |
|       | 西部農林水産事務所水産第二課  | 課 長 | 竹本 広司 |
|       | 東部農林水産事務所水産課    | 課 長 | 横山 憲之 |

事務局(2人) 福地次長, 御堂岡主査

### 4 傍聴人(利害関係者等)

なし

### 5 議題及び報告結果

#### (1) 付議事項

第13号議案 ウナギの採捕に係る委員会指示について

(結 果) 原案のとおり承認された。

#### (2) その他

### 6 議事の経過

午後2時6分, 事務局の福地次長が第347回広島県内水面漁場管理委員会の開会を宣言し,

委員総数10名に対し過半数の委員が出席により、本委員会が成立していることを報告した。

続いて、会長あいさつの後、議事録署名者に山崎委員と飯尾委員を指名し、議事に入った。

【第13号議案 ウナギの採捕に係る委員会指示について】

議長 それでは議事に入ります。第13号議案「ウナギの採捕に係る委員会指示について」を上程します。事務局から説明をお願いいたします。

福地次長 (提案の理由及び根拠規定を説明した。)

御堂岡主査 (資料1-1, 1-2により、ウナギの採捕に係る委員会指示について説明した。)

議長 ただいま事務局から説明がありました。委員の皆様、御意見御質問等はありませんか。

飯尾委員 8月31日づけで水産庁から各県と全内漁連に対し、「令和5年漁期におけるニホンウナギの持続的利用のための資源管理の推進について」という文書が出たという事が、今朝のメールで入ってきました。この中身は、今県の方で説明された資料と同じような内容と、密漁防止ですね、(違法な採捕への)罰金3,000万円としたこと、及び銃刀法関係。池入れに必要なシラスウナギが採捕可能なのであれば、制限せず必要な分だけ取らせるようにしないと、密漁がどんどん増える。そのためには許可制と言うか、新しい仕組みを作って根拠を持たせる。場合によっては輸出用についても制度内で対応する。といった中身で、それだけを見ると資源保護の観点から疑念を持つ中身なのですが、先ほど説明がありましたとおり、日本・韓国・中国・台湾の4者で池入れ数量の制限をして、採捕制限の仕組みを作っていきます。また、流通についても追跡できるような法律を作って、そろそろそれが適用になります、ということが書いてあります。シラスウナギの採捕には、そのような対応をします。それと養殖については、池入れ数量という制限ができるようになっていきますね。で、もう一つの方法としては、下りウナギ、今日のテーマですが、遡上してくるものの採捕の制限。繁殖できる個体が増えるような動きを助長しようと、それが下りウナギの採捕制限だと思いますが、それについては先ほど全国の地図が出ていましたが、委員会指示をしているところが11ですかね、特別措置法に基づく出荷制限をしているところが3つ、自主的な取り組みをしているところが14くらい。47都道府県ある内30くらい。主には太平洋側を回遊しますから、そういう地域は大体何らかの形で制限しているのが現状のようです。ただ、内水面としてはかなり取り組みをやられているけど100パーセントではないと。海面についてはまだまだこれからで、各県や業界に協力要請を続けている、という事情のようです。資料にある採捕量の経年のグラフとは別に、市場の取引で供給量を見ると、大体10年くらい前からシラスウナギが獲れなくなっていて、聞取りですが私どもがキロ当たり3,700~3,800円くらい

で放流しています。それが急に獲れなくなったという事で8,000円くらいまで上がりました。それが今は6,500円くらいですが、獲れるようになったわけではなく高騰しすぎてこれ以上値は上げられなくなったということもあって、年変動はありますが6,000円台で落ち着いている。ここ3年くらいだと台湾、中国、日本と順に獲れているのですが、2年くらい前は日本である程度獲れていた。昨年は日本では獲れなくて台湾が獲れていてそれで補っていた。今年の場合は台湾も日本でも獲れなかった。だいたい連休まで、あるいは連休明けまでには、温度の関係から放流を済ませたいところなんです。今年の場合はなかなか種苗が手に入らなくて、最終的に放流できたのが6月20日。今年はそのような状況で入手に苦労した。入手できた種苗も時期によって小さすぎる、あるいは大きすぎるなど、まちまちでした。ものが無いから、あるものをとにかく放流用種苗とした、という状況がありますので、下りウナギを広島で保護したからといって、急に来年から増えるわけではないですが、やるべきいろいろな積み重ねの中の一つとしてそのような取り組みがある。それはそれとしてやっていくべきではないかと思います。

議 長 皆様の方から何かありませんか。

宮林委員 昨年も聞いたのですが、委員会指示の方は守られているのですか。周知の状況は。

御堂岡主査 概ね、周知は図れていると思います。去年は1件ほど、問い合わせがありました。10月1日からの委員会指示は守らなくてはいけないのか、漁業権上は周年採捕できるのに、という内容のお電話でした。その1件だけだったので、概ね守られている状況だと思います。県のホームページにも引き続き掲載して、指導周知しております。

河合委員 水産庁の資料なので、何か意味があると思いますが、10ページ目の、ウナギをめぐる国際的な情勢の部分、絶滅危惧Ⅱ類、あとは全部学名がありますが、ニホンウナギとかアメリカウナギとかあえて学名を書いてないですが、例えば今何か、学名の標記に混乱があるということでしょうか。

御堂岡主査 申し訳ありません。確認していません。

河合委員 多分何か意味があると思うんですよ。学名を「*Anguilla Japonica*」と書いてしまうことに何か問題がある、又は「*Japonica*」だけではなくいくつかの種類に分かれる可能性があるとか。あるいは「*Japonica*」という学名自体が使うべきでないとか、何か意味があるのかと。僕が考えるに、減少要因とかは結局よくわからなくて、多分海流とか海洋関係、僕ら人間ではどうにもならないような要因が大きいと思うのですが、僕らができるとしたら、なるべく海に下るまで生き残ってなるべく大きくなってもらって、ちゃんとマリアナ海溝まで行ってもらうという事だと思うのですが、生息環境の悪化を防ぐことしかできないと思います。それで22ページ目を見ると、石倉と言うのですか、これ結構よく見ますよね。いかにもウナギが好みそう

で、実際に設置した河川も多いようですね。これ以外に実際に積極的な生息環境の改善等でどのような事がやられていて、その効果が有るとか無いとか、定量的に効果がどのくらいあるのか、具体的にどのようなデータが出ているのか。例えば、護岸工事とかここら辺多いですが、一体整備するとどう考えても住処は無くなりますよね。昔の隠れ場所がたくさんあった環境、そういう事を考えて取り入れて、本流の河川そのものでなくても、支流だけでも改善すれば相当資源量を上げられると思うのですが。昔は橋の下の部分だけコンクリートで固めて、そのちょっと上流か下流だと住む所が一杯ありました。僕らができることと言えば、ウナギが住むのに快適な環境を作ることくらいだと思います。そのように、石倉以外に何か公表されているようなデータとかありますか。

小池委員 国交省が何か「多自然の川づくり」とかしていますが、どこまでやっているか。

河合委員 国交省の委員もしているから分かる気もするが、石倉の方がよほど効果がありますよ。とってつけたような、どう考えてもヨシノボリくらいしか住まない感じの護岸事業とか。そういう事業がどれくらいされているか情報はありますか。

福地次長 申し訳ありません。石倉以外の川の事業でウナギを目的に、というのは直接的には情報がございませんで、おそらくそういうものとは別に23ページの左下が国交省の事業になっておりますが、国交省全体として河川に手を付ける時はできるだけ自然を残して生物の住みやすさも考慮してやろうと言われているように伺っております。ただそれを、護岸をそのようにして見て、生物がどうなったかという評価をどうやってするのか、私も見たことがございませんで、いつか機会があれば確認してみたいと思っていますところでは。

河合委員 こうして事業をやってますけど、水辺の国勢調査の結果を見ても全然どのくらい利用されているか、量的にちゃんと効果があるか、まず調べてないですよ。多分やりっぱなしみたいな。

福地次長 着手をされる時にはいろいろ生物の調査をされていますが、やられた後でというのは聞いた事ありません。その辺を一度確認して御報告できればと思います。

河合委員 そのような調査を多分やるべきだと思います。そしてどのような事がちゃんと効果があってといった事を調べるべきです。たとえその海洋環境の変動等、確かに大きな要因でどうにもならないかもしれませんが、今のいろいろな統計手法とかで、ウナギの資源量に対しいろいろなファクターを入れていって、どのファクターが一番寄与しているか、いくらでもできると思います。やっていると思いますけど、公表していないのでしょう。もっともっとやるべきだと、やるように求めるべきだと思います。

御堂岡主査 ニホンウナギについては、資料を作った水産庁の方に確認してみます。

議長 さっきも委員会が始まる前に、ニホンウナギは韓国で獲ってもニホンウナギと  
いうのかと聞いたと。中国で獲ってもニホンウナギと  
いうのかと。

河合委員 和名と言うのはそういうものですよ。一応命名して認められたものは、どこで獲  
られてもニホンウナギはニホンウナギです。

議長 ヤナをやっておられる方が、2キロ3キロというウナギが落ちると言う。ああいう  
ウナギは見たことが無いのですがね。美味しくないと言う者もいるし、美味しいから  
獲れたらすぐ言ってくれ、すぐ買いに行くからと言う人もいる。

小池委員 海で釣ったやつもこんながとれると、緑色になるらしい。やっぱり下らないの  
がいるのかもしれないですね。

議長 放流するウナギ種苗に、オオウナギのようなものが入るのではないかと。

飯尾委員 業者はジャポニカですと言って取引するので、多分ジャポニカだろうと思うので  
すが。

小池委員 鹿児島やら長崎やらのオオウナギといたら、全然種類が違うけどね。

議長 どこから入ってくるかわからないですね。今の21の組合も、ウナギの漁業権を持  
っているでしょう、その放流量というのは、皆委員会が出した指示より多いのでは  
ないか。今少ないのか。

御堂岡主査 そうです。少ないです。

八谷委員 (種苗価格が)高くなったので、うちは10キロほど減らしております。

飯尾委員 昔は4,000円弱だったでしょう、あの時代は大体指示量の倍くらいだった。今は(価  
格が)倍になったから、指示量を超えるところと下回るところが混在している。

議長 江の川が放流していて、1トンくらいと多い時があった。今、400キロくらい。そ  
れも手に入らないからと言って、あえて今回は内漁連に頼んで手配してもらった。  
ただ、うちの場合はサンショウウオがいるでしょう。大体つけ針をすればサンショ  
ウオが先に獲れてウナギ漁にならない。だからつけ針をする者がすごく減ってい  
る。とにかく、つけ針をすればサンショウウオ。ウナギが釣れる前にサンショウウ  
オ。もう、誰もしないです。

小池委員 冷たい水の河川、太田川とか、瀬野川とかだとほぼウナギですよ。

議長 そうですか。

八谷委員 昔は夜しかいなかった。今は日中からたくさん活動している。

小池委員 絶対数が増えるとそれだけ活動しないと。夜だとか言っていられない。食べるも  
のが無いから。

宮林委員 全国的には、(下りウナギの保護の)委員会指示は増えてきているのですか。こ  
の資料を見ると、あまり変わってないですね。去年とほぼ一緒。一時期全国的にや  
っていきましょうという感じだったのが、一旦終わった感じなのですかね。

御堂岡主査 取り組みの件数はそうですね。

宮林委員 去年の資料がありますが、同じくらいの取組数ですね。

御堂岡主査 そうです。件数的には変わりません。

宮林委員 やるなら全国的にやった方が良いと思いますが。

飯尾委員 太平洋側を回遊するので、そちらに関係のある所は大方ですが、おっしゃるとおりです。

宮林委員 兵庫とか岡山とか神奈川とかでも。

飯尾委員 大体獲っているところは一応色がついている感じ。

議長 以前は1キロで5～6本になるウナギを放流していた。もうかば焼きになる大きさ。

八谷委員 最近は小さいのもすごく混在している。そうはいつでも、指示数量がありますから選ぶ余地がない。大きさはやはり異なります。それは仕方ない。

飯尾委員 小さいのが好みの組合員さんと大きいのが好みの組合員さんとで、必ずしも統一されていない。どうやっても文句が出る。

八谷委員 ただ、大きいウナギは釣られてしまうんですよ。放流する時には大きいと言っても（釣るには）小さいですから、小さいのが釣れたら、食べても美味しくないし、糸へずっと巻き付く。だから商品価値がほとんど無い。だから、できれば（釣れないくらい）小さい方が良いでしょう。

飯尾委員 という人もいるし、すぐ釣れてすぐ食べられるくらい大きい方が良いでしょうという人もいます。いろいろです。

八谷委員 河川環境が、最近は護岸（の工法）がどんどん変わってきています。いわゆる洲になるような形の護岸を下に埋めるといった形で変わってきているのですが、全部が全部ではないし、河川工事等しますから、工事の時に凹凸を作ってもすぐ埋まると言われる。護岸については昔のように一律の平らな護岸でない、いろいろな護岸ができています。

小池委員 やはり自然の植生でないから砂が流れるでしょうね。植林してもすぐ埋まる。昔の自然の植生だったらそんな砂は流れませんから。

八谷委員 流れがあるんです。流れの中でするから溜まらないですが、河川改修では流れをまっすぐにしますから、どうしても。

議長 国交省に言っているのですが、石倉に使っているネットがありますよね、これを埋めることをやってくれと、金網の蛇籠ではなく、これをやってくれとお願いしています。これでウナギが入るくらいの大きな穴ができる。石倉を水産庁の事業でやったら、モニタリングをしないとイケないのでしょうか、これが大変なんです。

飯尾委員 ちょっと変わって、モニタリングをしなくても良い事業が入ってきましたが、そもそも規模が小さすぎるというか、今の22ページの写真みたいなのがつながっても



のすごく大きな施設のようですが、実際は23ページにある程度のもので、ものすごく手間をかけている世界です。だから、実際に増殖に役に立つようにしようと思ったら、規模がある程度ないといけないので、国交省なり政府が工事のついでにそのくらいの規模のあるものを川に据えるというのが本当は効果があるやり方なんです。今の石倉をやるのは良いけれど、規模も知れているし、水面占用の許可だなんだと、手間は一回ごとにかかるので、皆さんやりませんかと声をかけてもどこからも手が上がらない。そのような事情があるので、なかなかそれだけでと言いますと難しいかもしれません。それが呼び水になって、（河川管理者が）蛇籠の機能があるものを事業化された形で川の中に設置していってくれれば。昔の蛇籠の代わりにこういう工法でやっていくと、そんな形に変わってきたら効果がある。

河合委員 あえてこのようなものにすごくお金をかけてやるより、護岸工事の時にもっとちゃんとウナギが好むような、入るような。ウナギだけでなく他の魚も使いますからね、そのようなものをした方が効果があると思います。

議長 その辺のところは、漁協もしっかり国交省なり県の河川等へそういう話をして、魚のお宿を作ってやらないといけないでしょう。

河合委員 委員会資料の、海面の両方とも規定するのと内水面だけにすることで効果に違いが。

議長 だから、言われるのですが、いくら内水面が保護しても海面は獲り放題だと。それでは意味が無いではないかと。そういわれるのも聞いた事があるでしょう。

河合委員 あまり釣れないですかね。たまにくらいですかね。よほどウナギ専用の仕掛けでもすれば、そうでもない限り。でも、もし海面の方もちゃんとやれば効果があるのであれば、全国的に海面の指示を入れた方が良いのでは。

議長 ウナギを釣る人はさっきも山崎さんが言われたように、土師ダムなどウナギを釣りに行く人が多いですよ。いずれにしても10月から3月までかな。

御堂岡主査 はい。10月から3月です。

議長 それと、漁協からデータをもらわないといけないよね。どうなっているか。種苗放流をしているのだから。情報を取ってから委員会で報告するようにならなければよいのではないのでしょうか。

御堂岡主査 はい。

議長 他に、御意見、御質問はありませんか。ないようですので、第13号議案については、原案のとおり承認することよろしいでしょうか。

全委員 はい。

議長 異議なしということですので、第13号議案「ウナギの採捕に係る委員会指示について」は、原案のとおり承認します。

議 長 続いて、「その他」に移ります。議題としては、特にありませんが、委員の皆様のほうから、何かありますでしょうか。

議 長 それではこれもちまして、第347回広島県内水面漁場管理委員会を終了します。ありがとうございました。

(午後 3 時10分 閉会)